

報告第19号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月9日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第11号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年9月22日

甲賀市長 岩永裕貴

26,400円

(参考) 令和3年7月13日、甲賀市信楽町長野地先の個人宅敷地内において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方の電気設備を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

報告第19号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

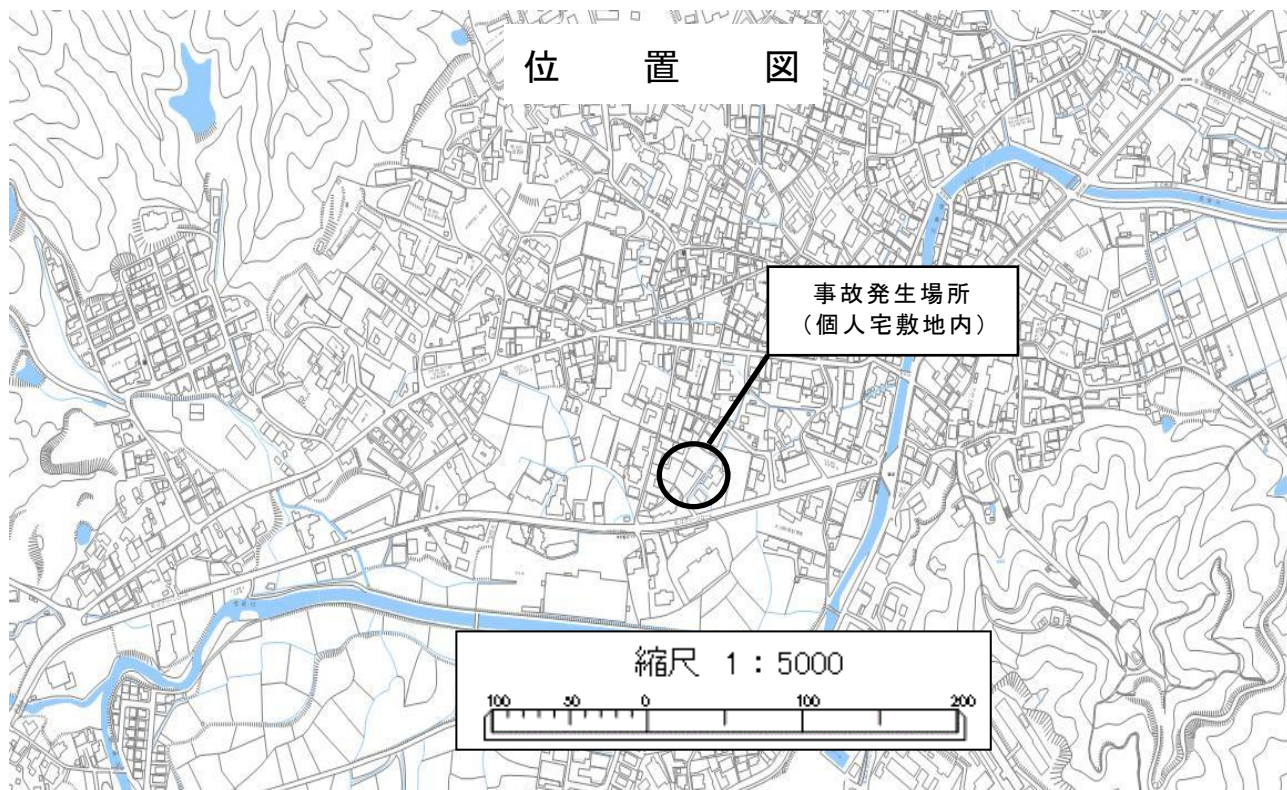
次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和3年7月13日、甲賀市信楽町長野地先の個人宅敷地内において、公用車を駐車しようとしたところ、目測を誤り、個人所有の外灯の外部電源に接触したことに起因する事故により、相手方の外灯の外部電源に損害を与えたことによる損害賠償金である。

【賠償金】26,400円

【示談日】令和3年9月22日



報告第20号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月9日

甲賀市長 岩永裕貴

専決第12号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年10月15日

甲賀市長 岩永裕貴

102,509円

(参考) 令和3年9月8日、甲賀市水口町春日地先の市道春日・八田1号線において、舗装の窪みに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和3年9月8日、甲賀市水口町春日地先の市道春日・八田1号線において、舗装の窪みに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

【賠償金】102,509円

【示談日】令和3年10月15日

